



長居検査員。おはようございます。
前回、「設計値と実測管理値」を対比した竣工図作成で、
注意・改善すべき事例があると同じましたので、
その事例の紹介をお願いします。



はい。わかりました。
受注者は、工事完成届提出時又は監督員が指示した時に、
竣工図のほか、出来形管理・品質管理・工事写真等の施工管理
の結果資料を整備し、監督員に提出していると思います。



検査実施要綱に基づき、監督員が資料及び記録等を準備し、
検査員が求めたときは、監督員から提示することになっていますが、
実態としては、受注者から検査員に、直接竣工書類を提示
していることが多いようです。
このことが、注意・改善すべき点ですか？



その事もあります。今回は、別の事例です。
受注者が作成する竣工図には、黒字の設計値と
朱書きの実測値を二段書き対比されていますよね。



その他に、出来形管理基準に定める測定項目及び
測定基準に基づき、“設計値”と“実測値”を対比記録した
“出来形管理図表”を作成し、管理していますよね。
このことで、注意・改善すべき点があるのですか？



実は、あるのです。
一部の現場代理人ですが、出来形管理基準に
定められている“測定項目”及び“測定基準”を、
竣工図にも当てはめていることです。



どうということですか？
具体的に教えてください。



例えば、アスファルト舗装工事の場合の測定基準は、
『幅は、延長 80mに 1ヶ所の割とし、・・・』と
なっていることから、出来形管理図表における“幅”は、
『延長 80mに 1ヶ所の割合』で作成しています。



しかし、竣工図の一つである横断図等に、
舗装幅は、設計値と実測値とを二段書き対比しているのですが、
As舗装高の管理値を記載していないことがありました。



えっ。
竣工図の一つである横断図等に、
As舗装高を二段書き管理をしていない
現場代理人がいるのですか？



残念ながら、そうなんですよ。
横断図等に二段書き管理をしていない理由を伺うと、
『As舗装の基準高に対する測定項目・規格値が無いから、
管理不要と判断した。』との回答でした。



As基準高の管理って、
共通仕様書に定められていますよね。



そうです。共通仕様書 土木工事編ⅡのP86～87の表層工に、
『※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、
側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。
また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。』
と記載されていますので、必ず管理する必要があります。



でも、『測定項目及び規格値』に、
表層工の“基準高や規格値が無い”からといって、
管理していない事例って、初めて聞きました。



自分も驚きました。
現場代理人は、監督員と確認し合うなど、
常にコミュニケーションを図ることが大切ですね。



ありがとうございます。
では、次回から、『不適合工事の事例』について、
紹介いただきたいと思います。



わかりました。今回は、不適合工事のうち、
比較的多い「道路工事等における密度管理試験不足」
について、紹介します。

●本日のポイント

出来形管理は、出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により、設計値と実測値を対比して記録した“出来形管理図表”を作成します。

なお、表層工の『基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。』となっています。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(カ)検査員



：若井(カ)検査員